ASK第102号16版(SS)(タ)-④

重要事項説明書(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)

1. 事業者の概要

(　2026　年　10　月　1　日　現在)

事業者(法人)名	株式会社アズ・ライフケア		法人種別	株式会社
代表者	役職	代表取締役	氏名	前田　隆博
所在地	住所	〒164－0012 東京都中野区本町一丁目12番8号	電話番号	03－6316－1813
事業内容	介護事業			
法人の沿革・特色	2013　年　12　月　20　日　に設立			
法人が保有する事業所の種類	居宅介護支援・通所介護・短期入所生活介護・介護付有料老人ホーム・日常生活支援総合事業			

2. 事業所の概要

事業所の名称	あずみ苑鹿沼						
所在地 電話番号	住所　〒　322－0027						
	栃木県鹿沼市貝島町595－5						
	TEL　0289－60－1988			FAX　0289－60－1989			
事業所番号	第　970501623　号						
初回指定取得日	2022年11月1日						
管理者名	安野　成美						
第三者による評価の実施状況	1　あり	②なし	実施日		評価機関名称		結果の開示　1　あり　2　なし
利用対象者	要支援　・　要介護認定者						

3. 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	株式会社アズ・ライフケアが開設する指定(介護予防)短期入所生活介護事業は、適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要支援・要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定(介護予防)短期入所生活介護を提供することを目的とする。
運営の方針	■　従業者は、要支援・要介護状態にある高齢者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、お客様の心身の機能の維持並びにお客様のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。 ■　事業の提供にあたっては、お客様の意思及び人格を尊重して、常にお客様の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 ■　事業の実施にあたっては関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービス並びに居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。 ■　従業者の教育研修を重視し、提供するサービスの質について常にその改善を努め、介護技術の進歩に対応した適切な介護技術をもってサービス提供を行う。

4. 利用施設の概要

建物の構造	耐火鉄骨造2階建		食堂・機能訓練室	食堂兼機能訓練室　1室
延べ床面積	894.04	㎡	浴室	一般浴室、特別浴室
利用定員	25	名	最寄りの交通機関からの所要時間	JR日光線鹿沼駅徒歩23分
居室	16	室		

5. 事業所の職員体制

職種	職員配置数	兼務状況
管理者	1 名	生活相談員
医師	1 名	
生活相談員	1 名以上	管理者
看護職員	2 名以上	機能訓練指導員
機能訓練指導員	2 名以上	看護師
介護職員	8 名以上	生活相談員
栄養士	1 名以上	
その他の職種	名以上	

業務内容

管理者: 本事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うものとし、従業者に運営基準を遵守させる為の必要な指揮命令を行います。

医師: お客様の健康状況に注意するとともに、必要に応じて健康保持の為の適切な措置をとります。

生活相談員: お客様の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、お客様又はそのご家族の相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

看護職員: お客様の健康状況に注意するとともに、必要に応じて健康保持の為の適切な措置をとります。

機能訓練指導員: 心身の状況に応じ、日常生活に必要な機能の回復、又はその維持・向上の為の訓練を行います。

介護職員: 短期入所生活介護計画(介護予防短期入所生活介護計画)に基づき、介護サービス等の提供を行います。

栄養士: 食事の献立を計画するとともに、必要な栄養管理と指導を行います。

6. 営業日時とサービス実施地域

営業日	年中無休
通常の送迎の実施地域	栃木市(旧都賀町、旧西方町)・宇都宮市・日光市(旧今市市)・鹿沼市・壬生町

※ 上記以外でもサービスの実施をする場合があります。

7. サービスの内容

(1) サービスの提供にあたっては、「短期入所生活介護計画」「介護予防短期入所生活介護計画」に沿って計画的に提供します。

サービス種別	サービス内容
滞在	施設内のお部屋にてご滞在いただきます。
食事	献立表により、栄養やお客様の身体の状況・嗜好等を考慮した食事を提供し、必要な介助を行います。 療養食などは別途ご相談下さい。
入浴	お客様の身体の状況に応じた入浴の介助を1週間に2回以上行います。
排泄	お客様の身体の状況に応じた排泄の介助を行います。
健康管理	お客様の健康状態に注意し、健康保持の為に必要な措置を講じます。
送迎	お客様の希望により、送迎サービスを行います。 (事業実施地域以外のご利用の場合は、ご相談いたします。)
レクリエーション	季節の行事等を考えた催しを行っています。お客様の希望により参加できます。 (行事によって別途参加費がかかるものもあります。詳しくはその都度ご説明の上、承諾をいただきます。)
機能訓練	居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に基づき機能訓練を実施します。
介護保険の対象とならないサービス(利用金額の全額がお客様の負担になります。) ・特別な食事 ・理髪、美容 ・日常生活上必要となる諸用品	

(2) 短期入所生活介護計画・介護予防短期入所生活介護計画については、お客様又はご家族に説明し、同意をいただいた上で交付いたします。

(3) サービスの提供にあたっては、お客様の要介護・要支援状態の軽減、もしくは悪化の防止となるよう適切に行います。

(4) サービスの提供は懇切丁寧に行い、分かり易いように説明します。もし、わからない事があればいつでも職員にお尋ね下さい。

(5) 職員は常に身分証明書を携行していますので、必要な場合はいつでもその場で提示をお求め下さい。

8. お客様負担金

お客様負担金は、次の3種類に分かれ、それぞれの自己負担分の合計額がお客様にご負担いただく金額となります。

Ⅰ 介護報酬に係るお客様負担金(介護保険負担割合証に記載の割合額)

【ご注意】

(1) お客様負担金のうち、介護報酬に係る費用は下記料金表記載のとおり、サービス毎に定められている単位数をもとに計算されます。

具体的には

ア) 基本額のうち、実際に受けたサービスの単位数の1ヶ月の合計を計算します。

イ) お客様がご利用いただいているサービスが加算額及び減算額項目に定める各該当要件を満たす場合には、それぞれ定められた計算式に従い、ア)に加算及び減算処理を行います。

ウ) ア)及びイ)より計算された総単位数に地域区分 (　　7級地　　) に応じた一単位の単価 (　10.17　円)を掛けた額が費用総額となります。

エ) 費用総額から90%、80%、70%のいずれかを差し引いた額が介護報酬に係る費用の自己負担額となります。

式)　介護報酬に係る費用の自己負担額＝費用総額 － (費用総額 × 90%)	＊1割負担の場合
式)　介護報酬に係る費用の自己負担額＝費用総額 － (費用総額 × 80%)	＊2割負担の場合
式)　介護報酬に係る費用の自己負担額＝費用総額 － (費用総額 × 70%)	＊3割負担の場合

(2) 下記料金表に記載されたカッコ内の金額はあくまで目安となります。

(3) 要支援・要介護認定を受けていないお客様は、要支援・要介護認定確定後、介護保険証にて要支援又は要介護状態区分をご確認いただき、下記の表にて該当部分をご確認下さい。

(4) 要支援・要介護度が変更になりましたお客様は、新しい要支援・要介護度確定後、介護保険証にて要支援又は要介護状態区分をご確認いただき、下記の表にて該当部分をご確認下さい。

(5) 要支援・要介護認定申請後、認定結果が出るまでの間、居宅サービス計画(暫定)に基づき提供されたサービスについて、要支援・要介護認定の結果、自立(非該当)となった場合は、次に掲げる計算方法に基づき算出された最低料金の金額をご負担いただきます。

ア) 基本額のうち、実際に受けたサービスの合計単位数(要支援1)とします。

イ) お客様がご利用いただいているサービスが加算額項目に定める各該当要件を充たす場合には、ア)に加算処理を行います。

ウ) ア)及びイ)より計算された総単位数に、地域区分に応じた一単位の単価を掛けた金額が利用料金となります。

(6) 介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、証書を提示いただくことで利用料が軽減されることがあります。

① 基本額

項目	単位数	(左 費用総額 ： 右上 1割自己負担額 / 中央 2割自己負担額 / 右下 3割自己負担額)	該当要件	
単独型 介護予防 短期入所 生活介護費 (Ⅰ)・(Ⅱ)	要支援1	479 単位	(　4,871 円：　488 円　) (　4,871 円：　975 円　) (　4,871 円：1,462 円　)	個室・多床室利用1日の場合 (入退所日は各々1日の利用と計算する)
	要支援2	596 単位	(　6,061 円：　607 円　) (　6,061 円：1,213 円　) (　6,061 円：1,819 円　)	

項目	単位数	（左 費用総額 ： 右上 1割自己負担額) 中央 2割自己負担額) 右下 3割自己負担額)	該当要件
単独型 短期入所 生活介護費 （Ⅰ)・(Ⅱ)	要介護1	645 単位	個室・多床室利用1日の場合 （入退所日は各々1日の利用と計算する）
	要介護2	715 単位	
	要介護3	787 単位	
	要介護4	856 単位	
	要介護5	926 単位	

② 加算額(算定しない加算においては、網掛けをしております。)

項目	単位数	（左 費用総額 ： 右上 1割自己負担額) 中央 2割自己負担額) 右下 3割自己負担額)	該当要件
生活機能向上 連携加算（Ⅰ）	100 単位	(1,017 円: 102 円) (1,017 円: 204 円) (1,017 円: 306 円)	訪問・通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等や医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等する。
生活機能向上 連携加算（Ⅱ）	(1ヶ月につき) 200 単位	(2,034 円: 204 円) (2,034 円: 407 円) (2,034 円: 611 円)	問・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合又は、リハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う。
	個別機能訓練加算を算定している場合 (1ヶ月につき) 100 単位	(1,017 円: 102 円) (1,017 円: 204 円) (1,017 円: 306 円)	
機能訓練 体制加算	12 単位	(122 円: 13 円) (122 円: 25 円) (122 円: 37 円)	常勤専従の機能訓練指導員を1名以上配置している。
個別機能 訓練加算	(1日につき) 56 単位	(569 円: 57 円) (569 円: 114 円) (569 円: 171 円)	以下①から④のいずれの要件にも該当していること ① 専従の機能訓練指導員を1名以上配置している。 ② 機能訓練指導員等が共同して、お客様毎の心身の状況を重視した個別機能訓練計画を作成している。 ③ 生活機能向上を目的とする機能訓練項目を準備し、機能訓練指導員が機能訓練を提供している。 ④ 機能訓練指導員等がお客様の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後3ヶ月に1回以上、お客様宅を訪問した上で、お客様又はご家族に対し、個別機能訓練の内容と進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っている。

掲示・閲覧用

項目	単位数 （左 費用総額 ：中央 2割自己負担額） 右上 1割自己負担額） 右下 3割自己負担額）	該当要件	
看護体制 加算（Ⅰ） （要介護者のみ）	（1日につき） 4 単位	（ 40 円： 4 円 ） （ 40 円： 8 円 ） （ 40 円： 12 円 ）	常勤の看護師を1名以上配置している。
看護体制 加算（Ⅱ） （要介護者のみ）	（1日につき） 8 単位	（ 81 円： 9 円 ） （ 81 円： 17 円 ） （ 81 円： 25 円 ）	以下①及び②のいずれの要件にも該当していること ① 入所者数25名につき1名以上の看護職員を配置。 ② 看護職員との24時間の連絡体制がある。
看護体制 加算（Ⅲ）イ （要介護者のみ）	（1日につき） 12 単位	（ 122 円： 13 円 ） （ 122 円： 25 円 ） （ 122 円： 37 円 ）	以下①から③のいずれの要件にも該当していること ① 看護体制加算（Ⅰ）の要件を満たしている。 ② 前年度又は前3ヶ月のお客様総数のうち、要介護3以上のお客様が70％以上である。 ③ 利用定員が29名以下である。
看護体制 加算（Ⅲ）ロ （要介護者のみ）	（1日につき） 6 単位	（ 61 円： 7 円 ） （ 61 円： 13 円 ） （ 61 円： 19 円 ）	以下①から③のいずれの要件にも該当していること ① 看護体制加算（Ⅰ）の要件を満たしている。 ② 前年度又は前3ヶ月のお客様総数のうち、要介護3以上のお客様が70％以上である。 ③ 利用定員が30名以上50名以下である。
看護体制 加算（Ⅳ）イ （要介護者のみ）	（1日につき） 23 単位	（ 233 円： 24 円 ） （ 233 円： 47 円 ） （ 233 円： 70 円 ）	以下①から③のいずれの要件にも該当していること ① 看護体制加算（Ⅱ）の要件を満たしている。 ② 前年度又は前3ヶ月のお客様総数のうち、要介護3以上のお客様が70％以上である。 ③ 利用定員が29名以下である。
看護体制 加算（Ⅳ）ロ （要介護者のみ）	（1日につき） 13 単位	（ 132 円： 14 円 ） （ 132 円： 27 円 ） （ 132 円： 40 円 ）	以下①から③のいずれの要件にも該当していること ① 看護体制加算（Ⅱ）の要件を満たしている。 ② 前年度又は前3ヶ月のお客様総数のうち、要介護3以上のお客様が70％以上である。 ③ 利用定員が30名以上50名以下である。
医療連携 強化加算 （要介護者のみ）	58 単位	（ 589 円： 59 円 ） （ 589 円： 118 円 ） （ 589 円： 177 円 ）	以下、①から⑤のいずれの要件にも該当していること ① 看護体制加算（Ⅱ）又は（Ⅳ）を算定している。 ② 看護職員が定期的な巡視を行っている。 ③ 協力医療機関を定め、緊急やむを得ない場合の対応の取り決めを行っている。 ④ 急変時の医療提供の方針について、お客様から合意を得ている。 ⑤ お客様の状態が厚生労働大臣が定めている状態である。 （気管切開、褥瘡治療、経腸栄養、人工膀胱、人工肛門、常時のモニター測定、人口腎臓、中心静脈注射、喀痰吸引、人工呼吸器）
夜勤職員 配置加算（Ⅰ） （要介護者のみ） 従来型	13 単位	（ 132 円： 14 円 ） （ 132 円： 27 円 ） （ 132 円： 40 円 ）	最低基準を1以上上回っていること。 ※ ただし、以下の場合は最低基準を変更する。 ① 見守り機器を入所者数の10％以上に導入し、見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し必要な検討を実施している場合は、最低基準を0.9 以上とする。 ② 見守り機器を全床に導入し、夜勤者全員がインカム等のICTを使用しており、安全体制を確保している場合は、最低基準を（人員基準緩和を適用する場合）0.8以上又は（人員基準緩和を適用しない場合）0.6 以上とする。
夜勤職員 配置加算（Ⅱ） （要介護者のみ） ユニット型	18 単位	（ 183 円： 19 円 ） （ 183 円： 37 円 ） （ 183 円： 55 円 ）	最低基準を1以上上回っていること。 ※ ただし、以下の場合は最低基準を変更する。 ① 見守り機器を入所者数の10％以上に導入し、見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し必要な検討を実施している場合は、最低基準を0.9 以上とする。 ② 見守り機器を全床に導入し、夜勤者全員がインカム等のICTを使用しており、安全体制を確保している場合は、最低基準を（人員基準緩和を適用する場合）0.8以上又は（人員基準緩和を適用しない場合）0.6 以上とする。

項目	単位数	（左 費用総額 ：中央 2割自己負担額）右上 1割自己負担額）右下 3割自己負担額）	該当要件
夜勤職員配置加算(Ⅲ)(要介護者のみ)従来型	15 単位	（ 152 円： 16 円 ） （ 152 円： 31 円 ） （ 152 円： 46 円 ）	以下①及び②のいずれの要件にも該当していること ① 夜勤職員配置加算(Ⅰ)の要件を満たしている。 ② 夜勤時間帯を通じて、看護職員を配置していること又は喀痰吸引の実施ができる介護職員を配置している。
夜勤職員配置加算(Ⅳ)(要介護者のみ)ユニット型	20 単位	（ 203 円： 21 円 ） （ 203 円： 41 円 ） （ 203 円： 61 円 ）	以下①及び②のいずれの要件にも該当していること ① 夜勤職員配置加算(Ⅱ)の要件を満たしている。 ② 夜勤時間帯を通じて、看護職員を配置していること又は喀痰吸引の実施ができる介護職員を配置している。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 単位	（ 2,034 円： 204 円 ） （ 2,034 円： 407 円 ） （ 2,034 円： 611 円 ）	認知症状により緊急に短期入所生活介護を利用することが適当と医師より判断された場合で利用開始日から原則7日を限度とする。
若年性認知症利用者受入加算	120 単位	（ 1,220 円： 122 円 ） （ 1,220 円： 244 円 ） （ 1,220 円： 366 円 ）	若年性認知症のお客様ごとに個別の担当者を定めている。
送迎加算	184 単位	（ 1,871 円： 188 円 ） （ 1,871 円： 375 円 ） （ 1,871 円： 562 円 ）	送迎にかかる片道費用
緊急短期入所受入加算(要介護者のみ)	(1日につき) 90 単位	（ 915 円： 92 円 ） （ 915 円： 183 円 ） （ 915 円： 275 円 ）	以下①から③のいずれの要件にも該当していること ① 居宅サービス計画に利用計画がない。 ② 介護支援専門員が利用を認めている。 ③ 原則、利用開始日から7日を限度とする。 居室の空き状況により、静養室を多床室料金で利用する場合がある
療養食加算	(1日3回限度 1回につき) 8 単位	（ 81 円： 9 円 ） （ 81 円： 17 円 ） （ 81 円： 25 円 ）	以下①及び②のいずれの要件にも該当していること ① 食事箋に基づく療養食を提供している。 ② 栄養士又は管理栄養士が食事を管理している。
在宅中重度者受入加算(要介護者のみ)	421 単位	（ 4,281 円： 429 円 ） （ 4,281 円： 857 円 ） （ 4,281 円： 1,285 円 ）	お客様が利用していた訪問看護事業所にお客様の健康管理等を行わせた場合(看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)イ若しくはロを算定している場合のみ)
	417 単位	（ 4,240 円： 424 ） （ 4,240 円： 848 円 ） （ 4,240 円： 1,272 円 ）	お客様が利用していた訪問看護事業所にお客様の健康管理等を行わせた場合(看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)イ若しくはロを算定している場合のみ)
	413 単位	（ 4,200 円： 420 円 ） （ 4,200 円： 840 円 ） （ 4,200 円： 1,260 円 ）	お客様が利用していた訪問看護事業所にお客様の健康管理等を行わせた場合(看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)イ若しくはロ及び(Ⅱ)又は(Ⅳ)イ若しくはロをいずれも算定している場合のみ)
	425 単位	（ 4,322 円： 433 円 ） （ 4,322 円： 865 円 ） （ 4,322 円： 1,297 円 ）	お客様が利用していた訪問看護事業所にお客様の健康管理等を行わせた場合(看護体制加算を算定していない場合のみ)
看取り連携体制加算	(1日につき) 64 単位	（ 650 円： 65 円 ） （ 650 円： 130 円 ） （ 650 円： 195 円 ）	以下、①から③のいずれの要件にも該当していること ① 看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)イ若しくはロを算定していること。 ② 看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)イ若しくはロを算定しており、かつ、短期入所生活介護事業所の看護職員により、又は病院、診療所、訪問看護ステーション若しくは本体施設の看護職員との連携により、24 時間連絡できる体制を確保していること。 ・看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等に対して当該対応方針の内容を説明し、同意を得ていること。 ※死亡日及び死亡日以前30 日以下について、7日を限度。

項目	単位数	（左 費用総額 ：右上 1割自己負担額) 中央 2割自己負担額) 右下 3割自己負担額)	該当要件
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3 単位	（ 30 円： 3 円 ） （ 30 円： 6 円 ） （ 30 円： 9 円 ）	以下、①から③のいずれの要件にも該当していること ① お客様総数のうち、日常生活に支障を来たすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症のお客様が50％以上である。 ② 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者又は認知症専門ケア に関する専門性の高い看護師を、対象者が20名未満である場合には1以上、対象者が20名以上である場合には1、10又はその端数を増すごとに1以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している。 ③ 事業所又は施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催している。
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4 単位	（ 40 円： 4 円 ） （ 40 円： 8 円 ） （ 40 円： 12 円 ）	以下、①から③のいずれの要件にも該当していること ① 認知症専門ケア加算（Ⅰ）の基準を満たしている。 ② 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施している。 ③ 事業所又は施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修の実施又は実施を予定している。
口腔連携強化加算	50 単位	（ 508 円： 51 円 ） （ 508 円： 102 円 ） （ 508 円： 153 円 ）	① 事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算する。 ② 事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000 に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100 単位	（ 1,017 円： 102 円 ） （ 1,017 円： 204 円 ） （ 1,017 円： 306 円 ）	（Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果が確認されていること。 ・見守り機器等のテクノロジー（※2）を複数導入していること。 ・職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていること。 ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10 単位	（ 101 円： 11 円 ） （ 101 円： 21 円 ） （ 101 円： 31 円 ）	・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。 ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。 ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	（1日につき） 22 単位	（ 223 円： 23 円 ） （ 223 円： 45 円 ） （ 223 円： 67 円 ）	以下のいずれかに該当すること ① 介護福祉士80％以上 ② 勤続10年以上介護福祉士35％以上
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	（1日につき） 18 単位	（ 183 円： 19 円 ） （ 183 円： 37 円 ） （ 183 円： 55 円 ）	介護福祉士60％以上
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	（1日につき） 6 単位	（ 61 円： 7 円 ） （ 61 円： 13 円 ） （ 61 円： 19 円 ）	以下のいずれかに該当すること ① 介護福祉士50％以上 ② 常勤職員75％以上 ③ 勤続7年以上30％以上

項目	単位数 該当要件
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） ロ	（介護報酬総単位数×17.6%加算） 以下①から⑦の要件に該当していること（下記の令和8年度特例要件⑧～⑩の追加要件にあたります。） ① 経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること ② 改善後の賃金年俸440万円以上が1人以上 ③ 職場環境の更なる改善、見える化 ④ 資格や勤続年数に応じた昇給の仕組みの整備 ⑤ 新加算(Ⅳ)の1/2以上を月額賃金で配分 ⑥ 職場環境の改善(職場環境等要件) ⑦ 賃金体系等の整備及び研修の実施等 ⑧ 訪問・通所サービス等：ケアプランデータ連携システムを利用している。又は利用することを誓約していること ⑨ 施設サービス等：生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定していること。又は算定を誓約していること ⑩ 社会福祉連携推進法人に所属していること
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） ロ	（介護報酬総単位数×17.2%加算） 上記②から⑩の要件に該当していること
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	（介護報酬総単位数×13.6%加算） 上記④から⑦の要件に該当していること
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	（介護報酬総単位数×11.3%加算） 上記⑤から⑦の要件に該当していること

③ 減算額

項目	単位数 （左 費用総額 ： 右上 1割費用） 中央 2割費用） 右下 3割費用）		該当要件	
長期利用者に対する短期入所生活介護	（1日につき） 30 単位	（ 305 円： 31 円 ） （ 305 円： 61 円 ） （ 305 円： 92 円 ）	連続30日を越えて入所している場合 ※連続61 日以上短期入所生活介護を行った場合には算定しない	
単独型短期入所生活介護費（Ⅰ)･(Ⅱ)	要介護1	589 単位	（ 5,990 円： 599 円 ） （ 5,990 円： 1,198 円 ） （ 5,990 円： 1,797 円 ）	個室・多床室利用1日の場合 （入退所日は各々1日の利用と計算する） ※連続61 日以上短期入所生活介護を行った場合
	要介護2	659 単位	（ 6,702 円： 671 円 ） （ 6,702 円： 1,341 円 ） （ 6,702 円： 2,011 円 ）	
	要介護3	732 単位	（ 7,444 円： 745 円 ） （ 7,444 円： 1,489 円 ） （ 7,444 円： 2,234 円 ）	
	要介護4	802 単位	（ 8,156 円： 816 円 ） （ 8,156 円： 1,632 円 ） （ 8,156 円： 2,447 円 ）	
	要介護5	871 単位	（ 8,858 円： 886 円 ） （ 8,858 円： 1,772 円 ） （ 8,858 円： 2,658 円 ）	
単独型短期入所生活介護費（Ⅰ）	要介護1	589 単位	（ 5,990 円： 599 円 ） （ 5,990 円： 1,198 円 ） （ 5,990 円： 1,797 円 ）	個室・静養室利用1日の場合 （入退所日は各々1日の利用と計算する） ※連続61 日以上短期入所生活介護を行った場合
	要介護2	659 単位	（ 6,702 円： 671 円 ） （ 6,702 円： 1,341 円 ） （ 6,702 円： 2,011 円 ）	
	要介護3	732 単位	（ 7,444 円： 745 円 ） （ 7,444 円： 1,489 円 ） （ 7,444 円： 2,234 円 ）	
	要介護4	802 単位	（ 8,156 円： 816 円 ） （ 8,156 円： 1,632 円 ） （ 8,156 円： 2,447 円 ）	
	要介護5	871 単位	（ 8,858 円： 886 円 ） （ 8,858 円： 1,772 円 ） （ 8,858 円： 2,658 円 ）	

③ 減算額

項目	単位数　（左 費用総額 ： 右上 1割費用） 中央 2割費用） 右下 3割費用）			該当要件
単独型 ユニット型 介護予防 短期入所 生活介護費	要介護1	670 単位	（ 6,813 円： 682 円 ） （ 6,813 円： 1,363 円 ） （ 6,813 円： 2,044 円 ）	個室・静養室利用1日の場合 （入退所日は各々1日の利用と計算する）
	要介護2	740 単位	（ 7,525 円： 753 円 ） （ 7,525 円： 1,505 円 ） （ 7,525 円： 2,258 円 ）	
	要介護3	815 単位	（ 8,288 円： 829 円 ） （ 8,288 円： 1,658 円 ） （ 8,288 円： 2,487 円 ）	
	要介護4	886 単位	（ 9,010 円： 901 円 ） （ 9,010 円： 1,802 円 ） （ 9,010 円： 2,703 円 ）	
	要介護5	955 単位	（ 9,712 円： 972 円 ） （ 9,712 円： 1,943 円 ） （ 9,712 円： 2,914 円 ）	
業務継続計画 未実施減算	所定単位数の 1.0%を減算			以下の基準に適合していない場合。 ①　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対すサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること ②　当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること ※令和7年3月31 日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の 1.0%を減算			虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合。 ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。 ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の 1.0%を減算			身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合。 ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。 ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。 ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 ※ 令和7 年4 月1 日から適用。
単独型 ユニット型 介護予防 短期入所 生活介護費	要支援1	介護福祉施設サービス費の 要介護1の単位数の 75%に相当する単位数		・個室・静養室利用1日の場合 （入退所日は各々1日の利用と計算する） ※連続31日以上介護予防短期入所生活介護を行った場合
	要支援2	介護福祉施設サービス費の 要介護1の単位数の 93%に相当する単位数		

Ⅱ 運営基準(省令)で定められた「その他の費用」(全額自己負担)

区分	金　額(単 位)	内 容 の 説 明
1) 食事の提供に関する費用	1食　500 円	朝食　8:00より提供いたします
	1食　850 円	昼食　12:00より提供いたします
	1食　800 円	夕食　17:30より提供いたします
2) 滞在に要する費用	1日　1,500 円	多床室を利用した場合
	1日　2,500 円	個室を利用した場合
3) 特別な室料	設定なし	お客様の希望により特別室を利用した場合
4) 交通費	1km　14 円	通常の送迎の実施地域を越えた地点から左記料金に基づき算定します
5) 理美容費	実費相当額	お客様の希望により実施した場合
6) その他日用品費	実費相当額	個別で使用するレクリエーション材料費等

Ⅲ 通常のサービス提供の範囲を超える保険外の費用(全額自己負担)

Ⅰの①②で定められている内容以外のサービス提供を受けた場合、又は制度上の支給限度額を超えてサービス提供を受けた場合にかかる費用です。

(保険外のサービスを受ける場合は、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成する際に、介護支援専門員から説明の上、お客様の同意を得ることになります。)

9. 利用料金、その他の費用のお支払い方法

(1) 利用料、その他の費用は利用月ごとに計算し、請求いたします。

請求書は毎回のサービス提供の明細書を添えて、お渡しいたします。お客様が内容をご確認の上、利用月の翌月28日に口座振替にてお支払いください。

＊ 入金確認後、領収書を発行いたしますので、大切に保管してください。尚、領収書の再発行は致しかねます。

＊ お客様が正当な理由がなく利用料の自己負担分を3ヶ月以上滞納した場合には、事業者はお客様に対し、書面により1ヶ月以上の期間を定めて、期間内に滞納額の全額の支払いがない際はこの契約を解除する旨の催告をすることができます。事業者は必要な措置を講じた上で、お客様が期間内に滞納額を支払わなかったときは、書面をもって契約を解除することができます。

(2) 保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要支援又は要介護度に応じた金額をいただき、本事業所からサービス提供証明書を交付します。

サービス提供証明書を後日、保険者の窓口に提出しますと自己負担額を除く全額の払い戻しを受けられます。

(3) 保険適用外部分について料金改定する際には、1ヶ月以上前にお客様に文書で連絡します。

10. サービス利用の中止、変更、追加

(1) 利用予定日の前に、お客様の都合により、サービス利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合は、サービス実施日の前日までに事業所にお申し出ください。

(2) 前日又は当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることになりますので、ご了承下さい。
ただし、お客様の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

時　期	キャンセル料
サービス利用日の前日15:00までに連絡	無料
サービス利用日の前日15:00までに連絡がなかった場合	2,150　円

11. サービス利用に関する留意事項

(1) 施設、設備、敷地等はその本来の用途に従って利用してください。

(2) 故意に、又は通常必要と思われる注意を払えば避けられたにも拘らず、施設、設備等を壊したり汚したりした場合には、自己負担により原状に回復していただくか、本事業者にその原状回復にかかった費用をお支払いいただく場合があります。

(3) 本事業所の職員や他のお客様に対して、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行う事はできません。

(4) 面会は原則9:00～18:00の間でお願いします。

(5) 敷地内に喫煙場所の設置はございません。飲酒についてはご相談ください。

(6) 特段の事情がない限り、貴重品の持ち込みはご遠慮下さい。

12. 事故発生時及び緊急時の対応

サービス提供中に容態の急変等の緊急事態や事故が発生した場合は、下記の方法で対応します。

(1) サービス提供中に事故が発生、又は容態の急変等の緊急事態が発生した場合は、事前の打ち合わせに沿って連絡いたします。(お客様の主治医、救急隊、緊急連絡先(ご家族等)、介護支援専門員、お住まいの行政機関、その他)

(2) 急を要する場合は、事業所の判断により救急車を要請し、事後報告となる場合もあります。

(3) 必要に応じて、警察、消防、市区町村、その他関連機関への連絡をいたします。

(4) 事故再発防止策として、事故報告書に基づき調査・検討をして防止策を講じます。

(5) 施設内の会議に事故事例を提出し、再発の防止に努めます。

13. サービスの内容及び個人情報取り扱い等に関する苦情・相談について

サービスの内容及び個人情報取り扱い等に苦情・相談がある場合は、下記窓口にご連絡下さい。

【事業者の窓口】	所在地	栃木県鹿沼市貝島町595－5
あずみ苑鹿沼	TEL	0289－60－1988
	受付時間	8:30～17:30
【公的団体の窓口】	所在地	栃木県宇都宮市本町3番9号　栃木県本町合同ビル6階
栃木県国民健康保険団体連合会	TEL	028－643－2220
	受付時間	9:00～16:00
【市区町村の窓口】	所在地	栃木県栃木市都賀町家中5982－1
栃木市役所　都賀総合支所 都賀市民生活課 保健福祉係	TEL	0282－29－1103
	受付時間	8:30～17:15
【市区町村の窓口】	所在地	栃木県栃木市西方町本城1
栃木市役所　西方総合支所 西方市民生活課 保健福祉係	TEL	0282－92－0309
	受付時間	8:30～17:15
【市区町村の窓口】	所在地	栃木県宇都宮市旭1丁目1－5
宇都宮市役所 保健福祉部　高齢福祉課	TEL	028－632－2903
	受付時間	8:30～17:15
【市区町村の窓口】	所在地	栃木県日光市今市本町1番地
日光市役所 健康福祉部　高齢福祉課	TEL	0288－21－5100
	受付時間	8:30～17:15
【市区町村の窓口】	所在地	栃木県鹿沼市今宮町1688番地1　新館1階
鹿沼市役所 保健福祉部　介護保険課	TEL	0289－63－2283
	受付時間	9:00～16:30
【市区町村の窓口】	所在地	栃木県下都賀郡壬生町通町12－22
壬生町役場 健康福祉課　介護保険係	TEL	0282－81－1876
	受付時間	8:30～17:15
【市区町村の窓口】	所在地	
	TEL	
	受付時間	

14. 個人情報の保護について

(1) 事業者は、お客様及びお客様のご家族の個人情報を適切に取り扱うことは、介護・介護予防サービスに携わるものの重大な責務と考え、事業者が保有する個人情報に関して適正かつ適切な取扱いに努め、個人情報に関連する法令その他関係法令、厚生労働省のガイダンス及び当社プライバシーポリシーを遵守します。

① 事業者及び事業所の従業員は、正当な理由なくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。

② 事業者及び事業所の従業員であったものは、退職後も正当な理由なくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。

③ 事業所ではお客様の医療上緊急の必要がある場合又は、サービス担当者会議等で必要がある場合、必要な範囲内でお客様又はご家族の個人情報を利用します。

(2) 事業者が医療・介護関係事業者に委託をする場合、個人情報保護法及び厚生労働省ガイダンスの趣旨を理解し、それに則った対応を行う事業者を選定し、かつ秘密保持契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督を行います。

15. 虐待防止の取り組みについて

本事業所は、虐待の発生を防止するため、以下の措置を講じます。

(1) 指針の策定及び掲示等

『利用者への虐待は人権侵害であり、犯罪行為である』と認識し、関係法令に基づき虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、指針を策定し、施設内に掲示または備え付けの書面(紙ファイル等)、電子機器による電磁的記録の供覧等により公表いたします。

(2) 委員会の開催

虐待防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に「虐待防止検討委員会」を設置し、年4回委員会を開催し、次に掲げる事項について協議いたします。

① 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備及び職員への周知に関すること。

② 職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること。

③ 虐待予防、早期発見に向けた取り組みに関すること。

④ 虐待が発生した場合に、その対応に関すること。

⑤ 虐待の原因分析と再発防止策に関すること。

(3) 研修の実施

指針に基づき、虐待防止に関する研修を年2回の実施いたします。

(4) 虐待防止に関する担当者は管理者といたします。

16. 身体的拘束廃止の取り組みについて

(1) 指針の策定

身体的拘束禁止のための指針を策定し、お客様又は他のお客様等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他お客様の行動を制限する行為はいたしません。なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前にお客様又はそのご家族等に説明を行い、内容及び時間、その際のお客様の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録します。

(2) 委員会の開催

身体的拘束禁止に関して組織的対応を図ることを目的に「身体的拘束禁止委員会」を設置し、年4回委員会を開催し、次に掲げる事項について協議いたします。

① 緊急やむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合に、その対応に関すること。

② 身体的拘束禁止対応策の担当者から、前回委員会の議事録及び身体的拘束の解除に向けての経過観察記録に関すること。

③ 身体的拘束の状況等を集計・分析し、身体的拘束の発生原因や結果等のとりまとめに関すること。

④ 緊急をやむを得ず身体的拘束等を行なっている場合については、解除に向けた対策に関すること。

(3) 研修の実施

指針に基づき、身体的拘束禁止に関する研修を年2回の実施いたします。

17. 記録の整備について

本事業所は、従業者、設備、備品、会計及び短期入所生活介護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(1) 用紙で保管する場合

- 鍵のかかる保管場所に保管します。外部に持ち出す場合は、持ち出し記録簿に記入し、管理します。
- 記録の閲覧及び写しの交付は、本人及びご家族に限り可能です。
- 保管期間が終了した書類については、シュレッダーにかけた上で破棄します。

(2) 電子媒体で保存する場合

- お客様のデータを保存するパソコンは、ログイン時パスワードを求める等のセキュリティを設定し、お客様のデータに対してアクセス権限のない第三者が不正にパソコン操作を行うことができないようにします。
- データの閲覧、利用に関して、データアクセス時にパスワードを要求する等のセキュリティを設定し、許可された者のみがアクセスできるようにします。
- 外部へのデータの持ち出しは禁止し、保存期間が終了したデータはパソコンより消去します。

18. 契約の解約、解除

(1) 当然終了

以下の場合は、自動的にサービスを終了いたします。

- お客様がお亡くなりになった場合
- お客様が介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護を利用することとなった場合
- お客様の要支援・要介護状態区分が、自立(非該当)又は日常生活支援総合事業対象者と認定された場合
- お客様の最終利用月から2年が経過した場合

(2) お客様からの解除

契約の有効期間であっても、いつでも解約届出書により、3日以上の予告期間をもって解約の申し入れを行い、予告期間満了日をもって解除することができます。

以下の場合は、解約届出書により直ちに解除することができます。

- 事業者が正当な理由なく、お客様の請求にもかかわらずサービスを提供しようとしない場合
- 事業者が個人情報の適正かつ適切な取扱いに違反した場合
- 事業者がお客様の身体、財産、名誉等を傷つけ、又は著しい背信行為を行うなど、サービスの提供を継続しがたい重大な事由が認められる場合

(3) 事業者からの解除

以下の場合には、2週間以上の予告期間をもって書面により甲に本契約の解除を申し入れることで、予告期間満了日に本契約を解除することができるものとします。

- お客様が法令違反に該当する行為をしている場合
- お客様が他の利用者の迷惑になる行為をし、事業者の要請にもかかわらず是正されない場合
- お客様が事業者の職員の職務を妨害する行為をし、事業者の要請にもかかわらず是正されない場合
- お客様の行為が事業者の施設運営に重大な支障をきたすと事業者が判断し、事業者の催告にもかかわらず是正されない場合

解除する場合は、担当の介護支援専門員に連絡を取り、必要な措置を講じます。

19. 残置物の取扱い

お客様は、本契約終了後、事業所に残置しているお客様の所有物を直ちに撤去するものとし、お客様が直ちに撤去しなかった場合は、事業所が撤去し、その費用を事業所の請求によりお客様に負担していただきます。

20. 損害賠償

サービス提供により事故が発生した場合は、市区町村、お客様のご家族、居宅介護支援事業所等に速やかに連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償をします。

21. 業務継続計画

(1) 非常災害対策

災害や感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるよう、業務継続計画(BCP)の策定、研修の実施、訓練の実施等をおこない、業務継続に向けた取組の強化を図ります。

① 災害対応 連絡網により可能な限り職員を招集します。また、ご家族に速やかにご連絡いたします。

② 防災設備 火災報知器、非常用放送設備などが備わっております。また、施設内各所に消火器を備え付けております。

③ 消防計画、業務継続計画(BCP)に基づき、消火訓練、避難誘導訓練、地震訓練、風水害想定訓練などの防災訓練、感染者の発生を想定した机上訓練及び実地訓練および研修を実施いたします。 訓練日に当該施設を利用されているお客様は訓練に参加していただく場合があります。 また、非常災害に関する訓練の実施については、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

(2) 感染症対策の取り組みについて

感染症が発生した場合であっても、研修の実施等をおこない、業務継続に向けた取組の強化を図ります。

① 指針の策定

当事業所の運営に関し、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、かつ衛生上必要な措置を講ずるとともに、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるための体制を整備することを目的に、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、利用者の安全確保を図ります。

② 委員会の開催

感染対策委員会は、定例開催するほか、必要に応じて開催することとし、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に関す内容について協議いたします。

③ 研修の実施

指針に基づき、感染症対策に関する研修を年2回の実施いたします。

22. その他

事業所に対する質問・要望等については事業所として適切に対応いたします。

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護契約書の締結に際して、上記内容の説明を行い、交付しました。

説明日　　年　　月　　日

説明者　　職名　　氏名　　印

【事業者】	所在地	東京都中野区本町一丁目12番8号		
	事業者(法人)名	株式会社アズ・ライフケア		
	代表者名	代表取締役　　前田　隆博		
	事業所名	あずみ苑鹿沼	事業所番号	第　970501623　号

上記内容について説明を受け、その全てについて同意し、交付を受けました。

【お客様】	住所	
	氏名	印
【署名代行者】	住所	
	氏名	〔続柄　　〕　印